令和6年度12月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
ひとり親家庭学習支援事業費	こども未来課

［単位:千円］

限　度　額	期　　間	財　　源　　内　　訳				
		国	県	起　債	そ の 他	一般財源
13,304	令和7年度	6,047	597			6,660

［事業の目的］

ひとり親家庭の生徒に対し、学習習慣の習得支援や学習指導を行うことにより、学習意欲及び学力の向上を図ることを目的とする。

［事業の内容］

学習教室を市内に開設し、支援対象者に対し学習支援を行う。（委託事業）

［これまでの関連する取組］

生活保護世帯の児童・生徒に対する学習支援（平成25年度から）、ひとり親家庭の生徒に対する学習支援（平成29年度から）及び生活困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援（令和２年度から）を、生活福祉課、こども未来課、人権推進課（中央人権福祉センター）の３課共同事業として実施している。

平成30年度からは前年度の12月補正において債務負担行為を設定し、４月１日の契約締結と同時に支援を開始している。

［今後の取組］

債務負担行為を設定することにより翌年度に向けた業者選定等の準備を開始することができるため、年度替わりにおいても途切れることなく継続した学習支援が可能となる。

12月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

令和７年１月　公募型プロポーザル
２月　業者選定
３月　参加者募集
４月　契約締結、支援開始